

著作権の概要

知的財産権

人間の知的活動によって生み出されたアイデア
や創作物は財産的な価値を持つ→知的財産

知的財産を保護する→知的財産権



著作権の目的

- ・苦勞して作った文書や音楽を、他人が自分が作ったふりをして発表される
- ・時間や費用をかけて出版したのに、勝手にコピーしてばらまかれる



経済的損失や文化の発展の阻害



文化の発展のためには著作した人の権利を保障することにより、

- ・著作をすることを支援する
- ・他人の権利を円滑に利用できるようにする

それらを法律にしたのが著作権法

著作＝学術的、芸術的に高度なもの と解釈されがち
それを評価する基準はない



著作権法では創作性(オリジナリティ)だけが判断基準

メモ書きしたもので子供が描いた絵でもその学術的芸術的価値はともかくオリジナリティは十分にある＝立派な著作物である

著作権法では「表現」だけが対象になる

発明に関する論文

その論文の表現→保護対象

発明内容そのもの→保護対象ではない

発明内容を保護するのは特許法である



著作権の発生と消滅

著作権は公表したか否かにかかわらず、著作が行われた時点で自動的に権利が生じる

著作権の有効期間

一般的に著作権者の死後50年、法人等が著作権者の場合は公表後50年となっている。しかし映画は公表後70年となっている。

著作権の侵害

著作権者(著作権を持っている人)の権利を侵害すること

他人が著作権を侵害したときに著作権者は侵害した人に対して掲載の取りやめや損害賠償を要求することができる

場合によっては偶然の一致で他人と同じ著作をすることもある

著作権は創作性が対象なのでこの場合著作権の侵害にはならない

Webページと著作権

インターネットの普及はWebページの公開などにより個人がマスコミのような情報発信の機会を与えるようになった

しかし、作家・芸術家・研究者など以外の一般個人にとって、これまで著作権は無縁な存在

よって知らずに著作権を侵害してしまうことがある



著作権に関心を持つことが求められる



公衆により直接受信されることを目的として無線通信または有線電気通信の送信を行うこと＝公衆送信

そのうち公衆からの求めに応じ自動的に行うものを自動公衆送信という

インターネットに接続したWebページは自動公衆送信に該当する

Webページには出版などと同様に著作権の規制があるがいくつかの注意事項が掲げられている



他ページからの転載

[戻る]ボタンや横線のリボンなどのちょっとした画像であっても著作物である
無断での利用は著作権侵害にあたる

利用を許可しているページもあるが個人利用に限り、や商用を除く、など制限を設けているもの
もあるので留意する必要がある

引用の曖昧性

引用の許可を求めることは義務化されていない

しかし多くの著作物では許可を得るように表示されており、許可を得るのがエチケットであるといえる

URLのリンク

他サイトへのリンクやURLの表示を無断で行っても著作権の侵害にはならないというのが定説
ではないが一般的な見解のようである

この場合もリンク先が他人のページであることを明示する必要がある

著作権の保護対象

著作財産権

著作者に無断で他人に著作を利用されないという権利
例) 図書を著述しその図書が売れたら印税が入るが、
勝手にコピーされた場合印税収入が入らない

無断コピーを禁止する、というように著作による利益を
保護する権利



著作財産権の種類

- 複製権：無断でコピーさせない権利
- 公衆送信権：無断での放送や上演などを禁止する権利
- 貸与(たいよ)権：著作物のコピーの貸与により公衆に提供するのを禁止する権利
- 翻訳・翻案権：勝手に他人の著作物を翻訳したり翻案したりしてはならないという権利

著作者人格権

著作者の名誉を守り、不快な事態になることから保護する権利

公表権：著作物を公表するかしないか、いつ、どのような方法で公表するかといった権利

氏名表示権：著名者の氏名を本名にするかペンネームにするか匿名にするかといった権利

同一性保持権：著作物の題名や内容を勝手に変更させない権利



著作権の対象外

- 国等の著作物：憲法その他の法令、国や地方公共団体などによる告示・訓令・通達、裁判所の判決などは著作権法の対象にならない
- 私的利用：個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときにコピーするのはみとめられる(配布するのは×)
- 図書館等における複製：営利を目的としない事業として、図書館資料を用いて著作物を複製することができる
- 引用：自分の著作の中の一部に他人の著作の一部を引用することは許される。しかし、いろんな条件が満たされた場合のみ

- 学校の授業での複製: 授業に必要な資料を教員や学生がコピーして配布、上映して見せることは許される
- 障害者への支援: 障害者のための教科用拡大図書、点字による複製、聴覚障害者に供するための放送などが認められている

- 「著作権・プライバシー相談室」

コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)は著作権の認識普及に力を入れているが、著作権およびプライバシーについての質問をメールで受け付けている

<https://www2.accsjp.or.jp/>



情報システムと著作権

プログラムの特徴と著作権

プログラムは、コンピュータで稼働でき、価値を持つものである
よって一般の著作物とは異なる決まりがある

- ・プログラム言語、規約、解法は保護対象にならない(プログラム言語≠プログラム)
- ・公表の有無関係なく著作した段階で著作権が発生するが、
証明するために創作年月日の登録を受けることができる
- ・プログラムの所有者は、バックアップ用など必要と認められる限度において複製することができる



著作権の帰属



作成者

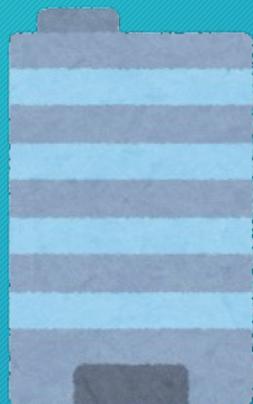


利用者

誰が著作権を持つのか？

・職務上作成する著作物の著作権

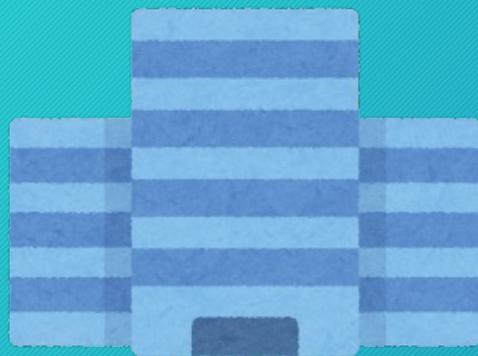
著作物は著作をした個人に著作権があるが、特に定めがない場合は従業員が業務上作成した著作物は、従業員ではなく会社に著作権がある



- 派遣労働者による開発での著作権
プログラムの作成を外部に依頼する形態として、派遣と請負がある
派遣とは



この場合、派遣労働者は派遣先企業の従業員と同じ取扱いになるので、その著作物の著作権は派遣先企業に帰属する。

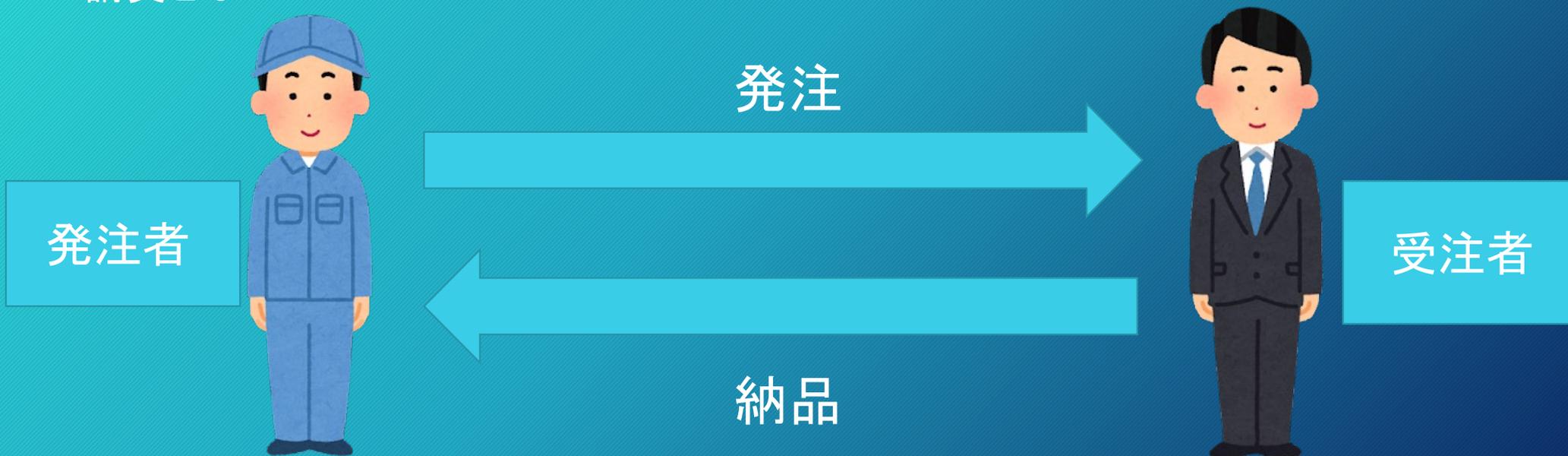


派遣元企業



派遣先企業

- ・ 請負契約で外注した時の著作権
請負とは



作業方法は受注者の裁量に任されている

システム開発を請負契約で発注した時、その契約により受注企業の従業員が受注企業の職務として作成した仕様書やプログラムの著作権は受注企業に帰属する

発注者



著作権



受注者

請負契約の場合、発注者企業は作成のための費用を払ったのに、その成果物の著作権がない

そのプログラムを第三者に提供することができない

さらにプログラムや仕様書を発展させて作成した多くの成果物が、自由に利用できなくなる



などの不都合が生じる



契約時に

- 著作財産権は譲渡できるので、著作財産権は発注者に譲渡する
- 著作人格権は譲渡することができないが、受注者は著作人格権を行使しない

という契約を結ぶ必要がある

あとでなんらかのトラブルが生じないように契約時に内容を明確にしておく必要がある



不正複製ソフトの禁止

取得時に、不正に作成された複製だと知っていて使用することは著作権の侵害になる

経済産業省は、平成七年に「ソフトウェア管理ガイドライン」を策定したが、このガイドラインは「ソフトウェアの違法複製等を防止するため、法人、団体等を対象として、ソフトウェアを使用するにあたって実行されるべき事項を取りまとめたもの」である

ライセンス契約の意味

通常、ソフトウェアを購入するときは、そのソフトウェアの利用権を得ることになる
よってバックアップ用など必要な複製や自分のコンピュータで動作するための変更
は可能だが、それ以外の複製は著作権侵害となる



サイトライセンスとボリュームライセンス

ボリュームライセンス

大量の利用権を一括して契約することにより割引制度を適用する

ソフトウェアそのものは一セットが提供され、それを契約で定めた多数のパソコンにインストールする

サイトライセンス

会社などの利用場所を限定したもので、その場所の中であれば台数や人数に制限なく利用できる

フリーソフト

フリーウェアというソフトがあるが、一般的に「フリー」には二つの意味がある
それにより、著作権が大きく異なるので、該当ソフトウェアの注意事項をよく読む必要がある

フリー＝無料：無料で利用できる

個人で用いるのは自由だが、著作権は作成者にある
それを勝手に配布したり改変したりすることはできない

著作権からの自由：オープンソースソフトウェア

ソースコードを公開し、再配布、改変、派生ソフトウェアの開発・公開などを認めたもの

そのなかには販売する自由が含まれるものもある



まとめ

- 著作権は創作をするすべての人が有する権利である
- 気づかないうちに権利を侵害してしまう場合がある
- 知的財産権は創作者に与えられる「勝手に利用されない」権利である
- ライセンス契約は権利の使用許諾を受けることにより、許可を受けた側も使用が可能になることである
- フリーソフトはソフトウェアの注意事項を読まないという意味を間違え使用してしまい、著作権違反をしてしまう可能性がある